

第十三回

参議院内閣委員会議録 第五十六号

(一〇五三)

昭和二十七年七月十四日(月曜日)午後
二時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井彌八君
理事 鈴木直人君
中川幸平君
成瀬幡治君
岡田祐一君
鶴尾龍君
横尾義男君
竹下豊次君
江田三郎君
上條愛一君
波多野鼎君
栗栖赳夫君
松原一彦君
三好始君河井彌八君
鈴木直人君
中川幸平君
成瀬幡治君
岡田祐一君
鶴尾龍君
横尾義男君
竹下豊次君
江田三郎君
上條愛一君
波多野鼎君
栗栖赳夫君
松原一彦君
三好始君事務局側
常任委員 杉田正三郎君
専門員 藤田友作君
常任委員 藤田友作君

國務大臣	建設大臣	農林大臣	電波監理長官	行政管理次長	行政管理次長	行政管理次長	地方自治部長	連絡課長	法制意見長官	文部政務次官	文部大臣官房会計課長
河井彌八君	鈴木直人君	中川幸平君	成瀬幡治君	岡田祐一君	鶴尾龍君	横尾義男君	竹下豊次君	江田三郎君	上條愛一君	波多野鼎君	栗栖赳夫君
三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君	三好始君
○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。	○委員長(河井彌八君) 法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○行政管理厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○法律案(内閣提出・衆議院送付)	○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○資源調査会設置法案(内閣提出・衆議院送付)	○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○行政管理厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○法律案(内閣提出・衆議院送付)	○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)	○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたしました。	○委員長(河井彌八君) 本日の会議に付しまする法律案は、過日來懇談会を開きまして、いろいろ申合せの結果、結論を得たもののうちで、すべて修正案がありますから、修正案でのありますから、修正案でのありますからと申しますれば、法制	○委員長(河井彌八君) 本日の会議に付しまする法律案は、過日來懇談会を開きまして、いろいろ申合せの結果、結論を得たもののうちで、すべて修正案がありますから、修正案でのありますからと申しますれば、法制									

局設置法案、調達厅設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、農業省設置法の一部を改正する法律案、資源調査会設置法案、法務府設置法等の一部を改正する法律案、行政管理厅設置法の一部を改正する法律案の九件であります。尤も工業技術府設置法の改正案は、修正案でありますから、これは通産省関係でありますから、通産省を議題とするときにこれを議題としようと考えます。従つて只今説上げました九件と御承知を願いたいであります。

○竹下豊次君 ちょっとお伺いしますが、九件以外に今準備中のものがあるりだらうと思いませんが、それは今おやりにならないで、九件だけに打切るという御予定なのですか。

○委員長(河井彌八君) 只今申上げましたのは、完全に審議のできるのを申上げました。従いまして今晚相当時間をかけてやりますれば、又修正案ができて来るものもあると考えますので、その場合にはやはり議題に載せたいと

おもにこのことにして頂ければ非常に進行が早いんじやないかと、こう思いますので、この点について繰り返しでも結構であります。お詫びを頂きたいと思いま

す。それは数件の法律案を順次問題にいたしまして、これらは一応共通的な考え方方に立つての法律案でありますので、各会派の意見を一つ一つの法律案についてではなくして、全体について

共通な意見として一括して簡単に討論するということで、一つ一つについては討論をしないという程度で進めてもいいんじやなかろうか、こういう感じもいたします。

○波多野鼎君 議事を成るべく早く進めて、夜は七時頃で打切つてもらいたいとの意見です。討論は私のほうは反対の意見があつても、これは本会議で十分やりますから、委員会ではこの点は反対といふことだけで私は進めて行きたいと思つておりますから、段々順次やつて行かれたほうが早いんじやないですか。この点どうですか、多数

なら多數で……。

○委員長(河井彌八君) 私は楠見君の御発議であります。共同的の修正案についてはもう討論を、それはなお併し討

論をなさることはやめるわけに行きませんが、できれば省略して行つてはどうか。こういう御意見でござります。

○中川幸平君 一括上程してもらつて、そうして楠見君の言われたごとく簡単な討論に收めて、そうして採決を一括しがたいものがあれば何回かに分けて採決してもらうという程度で

一つお願ひいたしたいと思います。

○三好始君 私は楠見君の提案に強く反対はいたしませんが、こういう

うにいたします。それから次には各案

がござります。それで、それほど委員

院
上

を上程いたします。そうしてそれについて若し御意見があるならば、そのかたはできるだけ簡単に御意見を述べて頂きたいと思います。なお修正案の用意がありますから、その修正案に対しましては有志の委員のかたが御署名になることを希望いたします。そうして討論採決に入るつもりであります。それからもう一つ第四番目に御相談申上げたいのは、まだ只今申上げましたように、修正案がなか／＼法律が技術的に、徹夜して急いで立案して下すつておりますが、そう無理を続けることはできませんから、次回を明日の午後に開きまして、そうして審議を更に進めて行きたい。なお二十日までには全部の審査を終了するつもりではありまするが、これを御了承願いたいと思います。

○橋見義男君 明日は反対いたしました。

○波多野鼎君 明日は反対いたしました。

も、これは全文修正ならば、各項で行けば農林経済局の名称を変え、或いは農業改良局の所掌事務を多少変えればいいことなんです。あとは全部原案を修正されるのですが、して行けば簡単になります。委員会で問題になりましたのは電波監理委員会といふものを郵政省の外局として残すか、残さないか、それを残すか、或いは原案通り行くかといふことが問題であつたので、従つて修正案としては電波監理委員会を郵政省の外局に存置するということになれば、政府提案の電波監理審議会のこの規定を全部削除すればいいのであつて、修正案は私は極めて簡単だと思う。従つてそういうものをやつて頂ければ、恐らく本日中には多少遅くなつてもできるのじやないか。従つて各委員があらかじめ了解せられて、又いろいろ御予定も立つてお願いしますから、本日できるだけこの十七件を上げることに努力して頂きたい。あとは若干々延びるようなことがありますから、これは二十一日以降にお願いしたい、こういうふうに思うのであります。

○鈴木直人君 先ほど委員長の言われましたした案件について順次やつて、それが終つてから又やる、こういうことに遅くなつても、或いは明日も明後日も続けて二十日までにやつてしまふという考え方を持つております。これは併しそうして衆議院の御意向に従わなければなりませんが、さような考え方を持つております。そこで只今読上げましたこの九つの法案をば直ちに審議に入ります。さよう御了承を願います。

法制局設置法案を議題といたしました。そうしてこれには委員多数の、或いは全会一致かも知れませんが、修正案が出ております。それはお手許に配付いたしております。なおこれについて御質疑がありますれば、杉田専門員、又は奥野法制局長から説明を聞くことにいたします。奥野局長がおられなければ、この立案を担当いたしました中原課長から説明を願います。

○楠見義男君 この法制局設置法案につきましては、委員多数の共同によつて修正案が出ておりますので、その修正案を便宜専門員のほうから御朗読を煩わしいと思いますから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは杉田

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(杉田正三郎君) それで
法制局設置法案に対する修正案
に修正する。
は.....
月一日に改める。
附則第一項中「七月一日」を「八
月一日」に改める。
〇委員長(河井彌八君) 他に御発言が
ないと認めますから.....
○上條愛一君 私は本修正案並びに修
正案を除く原案に反対をいたしたいと
思つております。それは法務府設置法
の一部を改正する法律案と関連を有し
ておるのであります、私どももいた
しましては、法務府を現状のまま存置
いたしたいという意見であります。そ
れは法務府設置の際に、法務総裁とい
うものは内閣の法務の最高諮問機関と
いたしまして、各省大臣及び首相に意
見を提出し、又勧告することのできる
権威あるものとして設置されたもので
あるのであります。然るに今回法務府
から、別に法制局を内閣に設置すると
いうことは、この法務府設置の趣旨を
弱めるものであると考えますので、法
制局設置に反対いたしまして、法務府
を現状のまま存置することを希望する
ものであります。
○三好始君 私は提出されております
修正案に賛成いたします。
○委員長(河井彌八君) それでは討論
は尽きたと認めまして、採決に入らう
と思いますが、御異議ございません

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは法制局設置法案を議題いたしまして採決をいたします。本案に、修正案を含めて賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。修正議決すべきものと議決いたしました。

○専門員(杉田正三郎君) それでは説明を求めます。

○専門員(杉田正三郎君) それでは説明を求めます。

○委員長(河井彌八君) 次に、調達庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましても修正案が出ております。杉田専門員から説明を求めます。

○専門員(杉田正三郎君) それでは説明を上げます。

○専門員(杉田正三郎君) 調達庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

○専門員(杉田正三郎君) 調達庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定を次のように改める。

第六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「長官官房」を「総務部」に、「総轄」を「掌理」に改め、同項を第二項とし、同条第五項中「各部に」を「不動産部及び労務部に」に改め、同項を第三項とする。

第十五条の改正規定を削る。

附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

○波多野鼎君 調達庁の問題については、例の連合軍の労務調達などについて今政府と折衝中だと聞いておりまます。而も事実上は連合軍の労務を法律に違反して調達する手助けをしているようであります。これは非常に私は遺

憾だと思います。で、調達庁の機構の

問題は、連合軍側との話合いが付いてからで遅くないという見地を持つておりますから、原案並びに修正案に反対いたします。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がありませんなら、本案を採決に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは調達庁設置法の一部を改正する法律案、修正案が出ております。修正案を含めて賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて調達庁設置法の一部を改正する法律案は只今の修正案を認めて議決せられました。

○委員長(河井彌八君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これも修正案が提出されておりまます。杉田専門員からこれの朗読を求めます。

○専門員(杉田正三郎君) それで

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を次のように修正する。

第六条の改正規定中「改め、同条第二項を削る。」を「改める。」に改める。

第十二条の改正規定に次の二項を加える。

2 教育施設部においては、前項第十一号から第十五号までに掲げる

事務をつかさどる。

第十二条の次に一条を加える改正規定中第十三条に次の二項を加え

る。教育施設部においては、前条第

二項に定めるもの外、その所掌

事務につき前項各号に掲げる事務

に相当する事務をつかさどる。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

○委員長(河井彌八君) 本案について

御意見のある諸君は御意見の御陳述を願います。

○成瀬幡治君 修正案に賛成です。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめ

て……。〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て……。それでは文部省設置法の一部を改正する法律案は、只今朗読いたしました修正を加えて議決すべきものと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さように決します。

○委員長(河井彌八君) 次は、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましても修正案が提出されておりまます。杉田専門員に朗読をいたさせます。

○専門員(杉田正三郎君) それでは朗

読いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する。

第六条の改正規定中「改め、同条第二項を削る。」を「改める。」に改める。

第十二条の改正規定に次の二項を加える。

第七条の改正規定を次のように改める。

第七条中「医務局に次長一人」の下に、「引揚援護局に次長二人」を

次長は、局長を助け、局務を整

理する。

第八条の改正規定を削る。

第九条の改正規定中「加え、同条第二項を削る。」を「加える。」に、「二十一」を「二十」に改める。

附則第一項を次のよう改める。

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次の改正規定(第二章第三節第一款に

関する部分を除く)、第六条第一項の改正規定、第七条の改正規定

二十二」を「二十」に改める。

附則第一項を次のよう改める。

この法律は、昭和二十七年八月

一日から施行する。但し、目次の

改正規定(第二章第三節第一款に

関する部分を除く)、第六条第一項の改正規定、第七条の改正規定

二十一」を「二十」に改める。

検討を加えて次々と立案されておりま

す。する労苦は認めるところであります。我々内閣委員会におきましても、常にその線に沿つて参ったのであります。委員長初め各委員のかたゞがこれら崇高な気持を以て高所からいろ／＼と検討を加えられ毎日日々長時間に亘つていろいろと御審議を頂きました御苦

労に対しても、与党の一員といたしまして、この機会に厚く御礼を申上げる次

第度あります。併しながら党内の事情と申しまするか、いろ／＼の観点か

を遺憾といたしておるのであります。

先般も読売夕刊の中で行政機構改革と

いう題の下に、そちらを切り、こちらを繋いで元のままという文句を見まし

た。これは政府は部制の廢止を認めた。これは政令で定めんければならないということにいたしまして、当分部を認め、それも新設する場合には、省令でなくて政令で定めんければならないということにいたしまして、當分部を認め、それも成るべく少く、ただ我々は部を廢止せんければならんということは官庁の事務の進捗を甚だ促進できないことに抗議をいたしたのであります。さようして、重ねて申しますが、三十人や五人ばかり部制を廢止しようといふことは、三

十人の部長の入件費を目標にていたし

て、重ねて申しますが、三十人や五

人や五十人の部長の入件費を縮減す

ことで、決してさようなるところにあるのではありません。御承知のこと

ではないのであります。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併しながら、いろ／＼考えて見ま

す。併ながら、いろ／＼考えて見ま

れて参つたのであります。会といたしまして、この部を廃止することが官庁事務に非常に差支えがある程度認め、而ういたしまして、直接受国民に關係のある他の検討をするのではなかろうか、これはむしろ部

を或る程度認め、而ういたしまして、直接受国民に關係のある他の検討をするのではなかろうか、これはむしろ部

が適当でなかろうかというところにあつたのであります。また上程はされおりませんが、国家行政組織法に今後課の再検討を願う、而して今後課を新設する場合には、省令でなくて政令で定めんければならないということにいたしまして、當分部を認め、それも成るべく少く、ただ我々は部を廃止せんければならんということは官庁の事務の進捗を甚だ促進できないことに抗議をいたしたのであります。さようして、重ねて申しますが、三十人や五人ばかり部制を廢止しようといふことは、三十人の部長の入件費を目標にていたして、重ねて申しますが、三十人や五人ばかり部制を廢止しようといふことは、三十人の部長の入件費を縮減する目的で決議をいたしたのではないのではありません。御承知のごとく進歩させんけりやならん、それにとも進歩させんけりやならん、それには成るべく段階を少なくせんけりやならんというところにあつたのであります。而してそういうものは局、課、外事局には部、課として単純化するほうがあつたのであります。しかし本來は修正議決せられたものと認めます。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がございませんから、本案について採決をいたすことに賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であつた。

考え方をしておるわけであります。事の性質上委員会制度を将来の問題として是非研究して頂きたいという希望を持つております。更にもう一点政府に希望を申上げておきたいのであります。それは本改正法律案の中には、現行法上外務省の外局であるところの入国管理局として規定せらるべきであることを示す通り、仕事の内容が必ずしも法務省の専管事項と認められるものではないのであります。そこで、数省に跨つておるものであります。果して法務省に所属せしめることが適当でありや否やについては問題があろうと思ふのであります。従つて入国管理局として法務省に帰属することになりますたけれども、その運営については十分に仕事の性質を考慮せられて遺憾のないようにせられたいのであります。この点を特に希望申上げて修正案を含む原案に賛成いたすものであります。

○栗栖赳夫君 私も修正案を含む原案に賛成するものであります。

この際人権擁護局を存置するということにつきまして、従来予算の計上その他の非常に少いために十分活動し得ざる状態にあると思うのであります。

我々は人権擁護の大変なことを痛感いたしておりますので、政府に対して、この際予算その他の措置についても十分の御考慮をお願いしたいということを併せて希望いたします。

○上條愛一君 私は本案自体に反対をいたしました。

それは法制局設置法で申上げたように、私どもは現在の法務府を存置すべきであるという意見に立つておるのであります。

あります。それからいま一つは、現在行政委員会であります中央更生保護委員会を廃止いたしまして、本案によりますと、新たに作られる法務省の保護局でこれらの仕事を取扱い、中央更生保護審議会を中心にして処理せんとするのであります。この從来中央更生保護委員会で取扱つておりましたところの出獄者の更生保護、犯罪予防活動や特赦、減刑、刑の執行免除等のこのような仕事というものは、これは広く民間の意見を徴して行わるべき性質のものであると考えらるるのありますから、私どもは民主的な運営の意味から申しまして、現在の法務府にありまする行政委員会である中央更生保護委員会は存置すべきものであるといふ見地に立つておるのであります。然るにこの設置法の一部改正法律案によりまするといふ、これらの民主的な組織でありまする行政委員会を廃止して、そうしてこれを法務省の保護局で取扱うということでありますので、これらを見地に立ちまして本案自体に反対をいたすのであります。但し人権擁護局に修正されたことについては非常に敬意を表するものでございます。な

る。第三条を改正する規定のうち第三条の二第一項、第二項、第三項、第四項及び第五項中「地方監察局」を「管区監察局」に改め、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 管区監察局に、その事務の一部を分掌させるため、地方監察局を設く。

7 地方監察局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

〔あとは詳説〕と呼ぶ者あり

は、この監察の目的を達成するために

をするものであります。細かい点と申しますか、いろいろな問題については私たちは本会議におきまして討論をして掲げられておりますが、この從来中央更生保護委員会で取扱つておりましたところの出獄者の更生保護、犯罪予防活動や特赦、減刑、刑の執行免除等のこの仕事といふものは、これに対する反対の意思表示をいたします。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案は只今提出せられました修正案を含めまして議題として採択をいたします。修正議決することに同意の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて修正議決せられました。

附則第五項中「当該地方監察局」を「当該管区監察局」に改める。
月一日に改める。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。よつて本案は修正議決すべきものと決定せられました。それから委員長報告その他は慣例によりまして委員長に御一任願います。なお報告書には多数意見者の署名を付することになります。

〔賛成者挙手〕
○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。よつて本会議は修正議決すべきものと決定せられました。それから委員長報告その他は慣例によりまして委員長に御一任願います。なお報告書には多数意見者の署名を付することになります。

〔賛成者挙手〕

〔「法制局設置法案、調達局設置法の一部を改正する法律案」の修正案は、私は心から喜んでいる次

の修正案は、私は心から喜んでいます。

〔文部省設置法の一部を改正する法

律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、建

設局設置法の一部を改正する法律案、行

政管理厅設置法の一部を改正す

しますか、いろいろな問題については方監察局の名称、位置及び管轄区域と点を置かれまして監察されることが最も効果を上げる途であろうと存じますので、その点も御留意をお願い申上げたいと思う次第であります。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案の採決を行ないます。議題は行政管理厅設置法の一部を改正する法律案、これに対して只今朗読いたしました修正案を加えたものであります。この修正と共に本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めまして、さように決します。

〔杉田専門員朗説〕
8 地方監察局の内部組織は、長官が定める。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案の採決を行ないます。議題は行政管理厅設置法の一部を改正する法律案、これに対して只今朗読いたしました修正案を加えたものであります。この修正と共に本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「法制局設置法案、調達局設置法の一部を改正する法律案」の修正案は、私は心から喜んでいます。

〔文部省設置法の一部を改正する法

律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、建

設局設置法の一部を改正す

る法律案、行

政管理厅設置法の一部を改正す

鈴木 直人	中川 幸平	中川 幸平	る法律案】
成瀬 裕治	岡田 信次	岡田 信次	改正する規定のうち第三条の二第一項、第二項、第三項、第四項及び第五項中「地方監察局」を「管区監察局」に改め」というところを監察局にと
郡 祐一	横尾 龍	横尾 龍	してそこで新たに第三項の表中「監察局」を「管区監察局」に改めという言葉だけをここに加えるわけでありま
竹下 豊次	楠見 義男	楠見 義男	す。それが落ちたわけです。
江田 三郎	波多野 鼎	波多野 鼎	「法務府設置法等の一部を改正する法律案】
上條 愛一	栗栖 起夫	栗栖 起夫	する法律案】
松原 一彦	三好 始	三好 始	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】
鈴木 直人	中川 幸平	中川 幸平	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】
岡田 信次	郡 祐一	郡 祐一	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】
横尾 龍	竹下 豊次	竹下 豊次	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】
楠見 義男	栗栖 起夫	栗栖 起夫	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】
松原 一彦	三好 始	三好 始	【法務府設置法等の一部を改正する法律案】

○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後三時四十六分休憩	○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後八時十七分開会	○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後三時四十六分休憩	○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後八時十七分開会
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。

務当局を責めるというのは芸でもない と思いませんから……。	○委員長(河井彌八君) 諸君のほうに 御異議がなければ本日は散会いたしま すが。	○委員長(河井彌八君) それはすでに 決定せられたものではありますけれど ども、やはりどうしても必要なもので ありますから、正誤としてこれを入れ ることに御同意を願いたいと思いま す。	○委員長(河井彌八君) これはすでに 決定せられたものではありますけれど ども、やはりどうしても必要なもので ありますから、正誤としてこれを入れ ることに御同意を願いたいと思いま す。
〔速記中止〕	〔速記中止〕	〔速記中止〕	〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。
○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後三時四十六分休憩	○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後八時十七分開会	○委員長(河井彌八君) それでは引續 いて内閣委員会を開会いたします。 午後三時四十六分休憩	○委員長(河井彌八君) それでは引續 いて内閣委員会を開会いたします。 午後八時十七分開会
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。

○委員長(河井彌八君) それでは引続 いて内閣委員会を開会いたします。 午後三時四十六分休憩	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。
○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を始め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。	○委員長(河井彌八君) 速記を止め て……。

○成瀬 裕治君 私もこれは事務のはう で急いで頂いて、又先の修正といつた 修正案、これはすでに可決せられたの であります。ところがよく調べて見ま すと、少し正誤を必要とする点があ ります。これをお詫びしておいたほうが いい。ちょっと読んで見ます。	農業改良局統計調査部の昇格に關する 請願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	農業改良局統計調査部の昇格に關する 請願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	第一回受理 第二八四七号 昭和二十七年七月
一、軍人遺族等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、軍人遺族等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、軍人遺族等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	第一回受理 第二八四七号 昭和二十七年七月
一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	第一回受理 第二八四七号 昭和二十七年七月
一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	第一回受理 第二八四七号 昭和二十七年七月
一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	一、元軍人等の恩給復活に關する請 願 (第二九〇二号) (第二九〇三 二号)	第一回受理 第二八四七号 昭和二十七年七月

請願者 紹介議員 楠見義男君	請願者 紹介議員 前之園喜一郎君	請願者 紹介議員 山口県玖珂郡深須村字 大内 井上律外一千三百四十二名	請願者 紹介議員 島津忠彦君
請願者 紹介議員 楠見義男君	請願者 紹介議員 前之園喜一郎君	請願者 紹介議員 山口県玖珂郡深須村字 大内 井上律外一千三百四十二名	請願者 紹介議員 島津忠彦君
請願者 紹介議員 楠見義男君	請願者 紹介議員 前之園喜一郎君	請願者 紹介議員 山口県玖珂郡深須村字 大内 井上律外一千三百四十二名	請願者 紹介議員 島津忠彦君
請願者 紹介議員 楠見義男君	請願者 紹介議員 前之園喜一郎君	請願者 紹介議員 山口県玖珂郡深須村字 大内 井上律外一千三百四十二名	請願者 紹介議員 島津忠彦君
請願者 紹介議員 楠見義男君	請願者 紹介議員 前之園喜一郎君	請願者 紹介議員 山口県玖珂郡深須村字 大内 井上律外一千三百四十二名	請願者 紹介議員 島津忠彦君

紹介議員 栗栖赳夫君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五一号 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 山口県徳山市大字下上
井上正信外百四十一名
紹介議員 竹下豊次君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五二号 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
一日受理

請願者 山口県徳山市大字下上
井上正信外百四十一名
紹介議員 竹下豊次君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五三号 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
一日受理

請願者 岩手県江刺郡田原村
紹野一夫外三百九十九名
紹介議員 千田正君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五四号 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
一日受理

請願者 東京都港区芝新桜田町
二二農林省農業改良局
統計調査部内 渡部朝義外五百十三名
紹介議員 小林孝平君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五五号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 京都市右京区川島北裏
町五一 乾泰治郎外五名
紹介議員 波多野林一君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五六号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 熊本市北水前寺町二十九
〇 宗村之後外九百四十九名
紹介議員 鈴木直人君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二九〇一號 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
三日受理

請願者 岩手県盛岡市上衆小路
一三二 大川光夫外百四十九名
紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

請願者 岩手県盛岡市上衆小路
一三二 大川光夫外百四十九名
紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二九〇一號 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 山口県大島郡和田村大字和田七一三 生田猛秀外十四名
紹介議員 中川以良君
この請願の趣旨は、第二八五三号と同じである。

第二九四七号 昭和二十七年七月
農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
三日受理

請願者 東京都港区芝新桜田町
二二農林省農業改良局
統計調査部内 渡部朝義外五百十三名
紹介議員 小林孝平君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五四号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 鹿児島県伊佐郡菱刈町
前田二〇〇七 海江田ツヤ外百四十名
紹介議員 宮城タマヨ君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二九七八号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
四日受理

請願者 京都府舞鶴市宇行水二六〇 立花一外七百十一名
紹介議員 青山正一君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八五七号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 島根県飯石郡三刀屋町
大字三刀屋八八七 広田松藏外二十二名
紹介議員 小瀧彬君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二九一三号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
三日受理

請願者 島根県周吉郡西郷町西町四五
村上留吉
紹介議員 伊達源一郎君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五五号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 榊木県下都賀郡南大村
村字折生 小島時久外四百四十九名
紹介議員 中川以良君
この請願の趣旨は、第二八五三号と同じである。

第二九〇〇号 昭和二十七年七月
元軍人恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 山口県防府市大字牟礼
賀谷浪江外二十七名
紹介議員 大島定吉君
植竹春彦
この請願の趣旨は、第二八五三号と同じである。

元軍人軍属およびその遺族に関する恩給の復活に際しては、(一)現行文官と種加算は全廃せぬこと、(二)恩給および扶助料の支給は平和発効の翌日より同等の倍率により支給すること、(三)恩給率は文武官を通じて行い、各

病者遺族等の給付と重複するときは昭和二十七年度に限りいずれかの高額に限り支給し、昭和二十八年度よりは恩給法によりて行う等の措置を講ぜられたいとの請願。

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
第一日受理

請願者 島根県飯石郡三刀屋町
大字三刀屋八八七 広田松藏外二十二名
紹介議員 小瀧彬君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五七号 昭和二十七年七月
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 島根県邇摩郡湯里村大字西田七五六 中西義春外十七名
紹介議員 小瀧彬君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五八号 昭和二十七年七月
元軍関係者の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 島根県速見郡大神村
小石菅彦外百五十六名
紹介議員 一松定吉君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五九号 昭和二十七年七月
元軍関係者の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 大分県宇佐郡柳ヶ浦町
本多嘉一外百五名
紹介議員 伊達源一郎君
元軍関係者との恩給復活に関する請願
一日受理

元軍関係公務員の恩給を、譲和発効とともに復活支給されると同時に、元軍人の恩給法による恩給年限に達してい

る未裁定者についてすみやかに裁定の上支給せられたいとの請願。

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
第一日受理

請願者 島根県飯石郡三刀屋町
大字三刀屋八八七 広田松藏外二十二名
紹介議員 小瀧彬君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五六号 昭和二十七年七月
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 島根県飯石郡三刀屋町
大字三刀屋八八七 広田松藏外二十二名
紹介議員 小瀧彬君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五七号 昭和二十七年七月
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 島根県速見郡大神村
小石菅彦外百五十六名
紹介議員 一松定吉君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第二八五八号 昭和二十七年七月
元軍関係者の恩給復活に関する請願
一日受理

請願者 大分県宇佐郡柳ヶ浦町
本多嘉一外百五名
紹介議員 伊達源一郎君
元軍関係者との恩給復活に関する請願
一日受理

元軍関係公務員の恩給を、譲和発効とともに復活支給されると同時に、元軍人の恩給法による恩給年限に達してい

紹介議員 岩男仁蔵君
この請願の趣旨は、第二八五八号と同じである。

第二九九五号 昭和二十七年七月
四日受理

元軍関係者の恩給復活に関する請願

請願者 福島県議会議長 藤沼 龍輔

紹介議員 油井賢太郎君
元軍関係公務員の恩給は、講和発効と共に復活支給されたいとの請願。

紹介議員 中川以良君
元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 山口県吉敷郡仁保村
元軍人等の恩給復活に関する請願

紹介議員 中川以良君
元軍人等の恩給復活に関する請願

昭和二十七年十月十三日印刷

昭和二十七年十月十四日発行

紹介議員 十三名
紹介議員 中川以良君
元軍人等の恩給復活に関する請願

支給は平和発効の翌月よりこれを行なうとともに、文官同様の倍率により支給するよう措置せられたいとの請願。

第二九〇三号 昭和二十七年七月
一一日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 一、〇九七 御簞治介
元軍人等の恩給復活に関する請願

紹介議員 外二十二名
元軍人等の恩給復活に関する請願

紹介議員 中川以良君
元軍人等の恩給復活に関する請願

紹介議員 永井純一郎君
今回の行政機構改革案によれば、現在全国七箇所に設置されている水産駐在所が廃止され、改めて五箇所の漁業調整事務所が設置されることとなり、現在の徳島水産駐在所の管轄区域は、瀬戸内海、福岡両漁業調整事務所に分割

管理されることになり、漁業調整および取締等に多大の支障を生ずることがないとの請願。

徳島漁業調整事務所として存置せられたいとの請願。

管理されることにより、漁業調整事務所として存続せらるべきであるから、徳島水産駐在所を

管理する分野にわたっているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機能は弱体であるから、今回の行政機構改革に当たり人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

明らかであるから、徳島水産駐在所を

北海道開発促進に関する請願

第三四五号 昭和二十七年七月
三日受理

紹介議員 稲山良夫君
農林統計機構改革反対に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡一宮村
田中格一外四十九名

紹介議員 稲山良夫君
農林統計機構改革反対に関する請願

請願者 海道市長会内 高田富
北海道開発促進に関する請願

紹介議員 姫末治君
北海道開発促進に関する請願

紹介議員 姫末治君
北海道札幌市役所内北

紹介議員 姫末治君
北海道開発促進に関する請願

所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたっているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機能は弱体であるから、今回の行政機構改革に当たり人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

及び委員の買取加工実施等に伴い、食糧行政の下部機構における業務はふくらむ繁忙を極めているから、食糧行政機構の維持強化を図られたいとの陳情。

北海道開発促進に関する請願

第三九八二号 昭和二十七年七月
四日受理

紹介議員 佐藤邦雄
人権擁護の現制度は「ボッダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判

その出張所が置かれているが、海外事情の制約を受けて三百五十万トンの海外食糧が買付困難となつてゐることおもに、文官同様の倍率により支給するよう措置せられたいとの請願。

北海道開発促進に関する請願

第三九七九号 昭和二十七年七月
四日受理

紹介議員 川村松助君
人権擁護局存置に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園二三
第三九三号 昭和二十七年七月
三日受理

紹介議員 陳情者 群馬県吾妻郡名久田村
通) 食糧行政機構存続等に関する陳情(三

紹介議員 陳情者 大字赤坂二九七 小林
好次外二百六十八名

紹介議員 陳情者 佐藤邦雄
人権擁護局存置に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦一、四
二九和歌山県機船底曳
網漁業協同組合長 田中誠

各都道府県には食糧事務所があり、郡市にはその支所、五百余の町村には、

市にはその支所、五百余の町村には、

参議院事務局 印刷者 大藏省印刷局